

平成 29 (2017) 年度 入学生

新入生のしおり

※この冊子は在学中保存し、活用してください
※この冊子は保護者の方もよくお読みください



大阪府立園芸高等学校

〒563-0037

大阪府池田市八王寺2丁目5番1号

電話： 072(761)8830

FAX： 072(761)9295


目 次

合格者の皆さんへ	1
めざす学校像・キャッチフレーズ・校訓等	2
主な取り組み	3
入学式のご案内	4
1 入学式までの予定行事と諸手続	5
2 教育課程等の概要	6
3 平成 29 年度入学生教育課程表	7
4 学校生活について	13
5 諸届について	16
6 新入生の物品購入について	17
7 平成 29 年度 1 年生使用教科書・副読本一覧表	20
8 生徒の健康診断・健康管理について	21
9 入学料及び授業料等について	22
10 独立行政法人日本スポーツ振興センターについて	23
11 「生徒証明書発行及び通学証明書発行台帳用紙」の記入について	24
12 奨学金貸与・給付制度について	24
13 互いに違いを認めあい、共に生きる社会を築いていくために	25
14 学校農業クラブ運営費の徴収について	27
15 大阪府立園芸高等学校学則	28
16 大阪府立園芸高等学校 P T A 規約	30
17 大阪府立園芸高等学校教育後援会のお知らせとご協力をお願い	33

添付書類（この冊子に綴じてあります。）

- ◆生徒指導カード1、2（3月27日提出）
- ◆生徒保健カード（3月27日提出）
- ◆作文（3月27日提出）
- ◆PTA役員等の経験調査（本日3月18日提出）

同封書類（封筒に入っています。）

- ◆事務室関係
 - 大阪府高等学校生徒登録通知書
 - 入学料納付のご案内、入学料納付確認書
 - 生徒証明書発行及び通学証明書発行台帳用紙
 - 誓約書
 - 確認書
 - 日本スポーツ振興センター加入同意書
- ◆物品申込書（体操服、水泳着、実習用長ぐつ、地下たび、防護めがね、美術セット）
※地下たびは環境緑化科、防護めがねはバイオサイエンス科のみ
- ◆生徒情報確認書
- ◆高校生活支援カード
- ◆入学料納付書
- ◆生徒健康診断票
- ◆保健調査票
- ◆保健関係書類記入見本
- ◆メール配信サービスのご案内
- ◆SSH（スーパーサイエンスハイスクール）資料
- ◆英語の辞書使用について
- ◆購入品チェック表

合格者の皆さんへ

大阪府立園芸高等学校
校長 北 之 防 勉

皆さん、合格おめでとうございます。伝統と特色ある本校を志した皆さんの心意気に、深甚の拍手を贈るとともに、大いなる夢と希望に満ち溢れ、期待に胸を膨らませている皆さんを心から歓迎します。

本校は、大正4年に豊能郡立農林学校として、現在地の北東約500メートルの地に開校し、その後、現在の池田高校の校地を経て、昭和16年に現在の場所に移転し、今年で102年目を迎える伝統ある農業の専門高校です。これまで多くの先輩たちが卒業し、園芸、農業分野に限らず、政治、経済、芸術、文化の面でも活躍してこられました。その多くの先輩たちが創立以来築いてこられた良き伝統や校風を正しく受け継ぎ発展させるとともに、伸びやかに生き生きと高校生活を送り、農業の基礎基本と各学科における専門分野の知識・技能をしっかりとし身につけてください。そして、未来を切り開き、将来、園芸や造園、食文化、バイオサイエンス等を支え、さらに地球環境を守る立場で活躍できる人に大きく育ってくださることを心から願っています。

さて、合格発表の翌日ということで、多くの方がまだ、具体的な高校生像を描けていないのではないのでしょうか。今日の説明を聞いて、現実の高校生活をイメージし、園芸高校で何をしたいのか、何を学びたいのか、どんな高校生になりたいのかを入学式までにしっかりと考えてみてください。

ここでは、高校生活を始めるに当たり、皆さんに是非心得ておいて欲しい高校生像を示しておきます。

まず、「自覚あるイキイキとした高校生であれ」ということです。高校生としての自覚に立って、自立心に満ちた責任ある言動をして欲しいと思います。園芸高校生としての誇りを持ち、校則などのいろいろな決まりを正しく守るのはもちろんのこと、「はい」「いいえ」などの受け応えや、「おはようございます」「こんにちは」などの挨拶がしっかりとできる、メリハリのある、覇気に富んだ高校生になって欲しいと思います。

次に、「志を高く持て」ということです。何のために本校に入学してきたのかを常に自問し、将来を見据えて志を高く持ち、夢を実現する気概を持って日常の課題に積極的に取り組んで欲しいと思います。少々の困難は何でもありません。「意志あるところ、道あり」です。やる気と継続できる粘り強さがあれば、智恵と工夫は自ら生まれ、困難を克服する力が必ず備わってくるはずです。

そしてもう一つ、「人との絆（きずな）を大切にせよ」ということです。人間は一人では生きられません。人間関係の中でこそ生きて行けるし、能力を発揮することもできます。親と子の絆、先生と生徒の絆、友達との絆など、あらゆる場面で人との絆を大切にして、豊かな人生を切り開いて行って欲しいと思います。絆を大切にすることは、きっと誰かのために役立つとする崇高な気持ちにまで昇華するはずです。

今時代は農業です。皆さんが入学する昨年度に農業クラブ全国大会大阪大会が行われ、本校も3競技の運営に携わりました。少ない運営人数など多くの困難が予想されましたが、皆さんの先輩たちは全員が自分の役割を果たし、見事に成功させてくれました。この行事の成功によって、農業高校の力を府民の皆さまをはじめ外部に強く示すことができました。

今こそ、皆さんは高い志をもって、本校での高校生活をたくましく過ごしてください。

[めざす学校像]

- 1 教養を高めるとともに社会規範にのっとり確かな判断ができ、自立できる若者の育成を図る。
- 2 現代社会における農業の意義や役割についての理解をもとに技能や科学的な知識を習得させるとともに専門性を高め、正しい勤労観や誠実な態度、創造性を身につけた社会に貢献できる若者および人間性豊かな若者の育成を図る。
- 3 生徒、保護者から信頼され、地域社会から必要とされる学校をめざす。
- 4 すべての教職員及び生徒があらゆる人と、ともに学びともに生きる社会づくりをめざす。

[キャッチフレーズ]

EHS (ENGEI HIGH SCHOOL)	
E : EARTH	地球にやさしく
H : HEART	暖かい心で
S : SMILE	素敵な笑顔

[校訓]

勤労・誠実・創造

■本校の沿革■

- 1915 (大正4) 年 本校開校。豊能郡立農林学校として設置認可され、旧豊能郡秦野村尊鉢（現在の池田市鉢塚3丁目、井口堂2丁目付近）にて開校。
- 1924 (大正16) 年 大阪府立園芸学校と改称。秦野村大字畑（現池田高校の校地）に校舎を移転。
- 1941 (昭和16) 年 神田町（現在の本校の所在地）の新校舎へ移転。
- 1948 (昭和23) 年 大阪府立園芸高等学校と改称。
- 1951 (昭和26) 年 第2回日本学校農業クラブ全国大会が大阪府で開催され、本校が事務局を担当。
- 1955 (昭和30) 年 男女共学開始、女生徒16名が初めて入学。
- 1964 (昭和39) 年 創立40周年事業として記念同窓会館を竣工。
- 1969 (昭和44) 年 園芸科に『園芸デザインコース』を設置。
- 1972 (昭和47) 年 校舎を総鉄筋化して全面改築。創立60周年記念式典を挙げる。
- 1987 (昭和62) 年 造園科を『環境緑化科』に、農芸化学科を『微生物技術科』に学科改編。
- 1991 (平成3) 年 園芸科を『フラワーファクトリ科』に学科改編。
- 1994 (平成6) 年 1年生より新制服を着用。
- 1995 (平成7) 年 阪神淡路大震災により被害。規模を縮小して、創立80周年記念式典を挙げる。
- 2002 (平成14) 年 大部分の校舎で外壁補修工事を実施。
- 2005 (平成17) 年 創立90周年記念式典を挙げる。城山高校園芸科と機能統合（2007年統合完了）
- 2006 (平成18) 年 自立支援コースを設置。
微生物技術科をバイオサイエンス科へ改名。
- 2012 (平成24) 年 SSH（スーパーサイエンスハイスクール）の指定を受ける（5年間）
- 2015 (平成27) 年 創立100周年記念式典を挙げる

□校章の由来□

中央に高等学校の高を白く浮かし、その下に Horticulture（園芸）の H が重なっている。上部にのぞいている葉はオリーブで、果樹を象徴し、花言葉では体育を意味する。下に突出している二葉は薄荷（ハッカ）で、野菜を象徴し、徳育を表わしている。左右と下にある三片のギザギザ型は、なでしこの草花を象徴し、知育を意味している。



[主な取り組み]

<基礎学力の向上について>

高校での学習をより確実に進めるために、1年次の国語、数学、英語などの普通教科では基礎学力を高める取り組みを授業内に多く取り入れています。

また、2, 3年次からの科目「課題研究」において、高度な研究に取り組めるよう研究に関する基礎的な学習をする科目「研究基礎」を全ての学科で展開しています。

<進路実現へ向けて>

1年次、2年次では2回（4月、9月）、3年次では1回（4月）、学力の確認テストを行います。外部のテストを使用し、現在の学力が進路希望に向けてどのようであるのかを定期的に確認していきます。

<知的障がい生徒自立支援コースについて>

「共に学び、共に育つ」という理念に基づいて、知的障がいのある生徒が生涯にわたって自立していく教育を高等学校においても実践すべきという要請の高まる中、本校では平成15年度より「知的障害のある生徒の高等学校受入れに係る調査研究事業」に取り組み、各学年2名ずつを受け入れてきました。その成果を踏まえ平成18年度より「知的障がい生徒自立支援コース」がスタートし、毎年3名の生徒が入学しています。

「共に学び、共に育つ」教育を推進していきます。

<スーパーサイエンスハイスクール（SSH）指定について>

文部科学省の指定を受け、平成24年度から5年間、園芸高校はバイオサイエンス科を中心にスーパーサイエンスハイスクールとして教育活動を展開しました。本年度からは対象を全ての学科に拡大し、現在2期目指定を申請中です。

《平成28年度事業テーマ》

「農業系専門高校での科学技術と英語力向上の教育プログラムの開発」

今年度の具体的な事業は次の通りです。

- クラブ活動や科目「課題研究」で園芸や農業、環境、食品、バイオに関する科学的な生徒研究活動を推進しています。
- 上記分野に関する発表活動や研究論文の応募を積極的に行っています。
- 研究室訪問や特別講義の受講など大学、研究機関等との連携活動を推進しています。
- 国際性の育成に関して海外研修や国際シンポジウムの参加を推進しています。
- 英語と理科・情報の新科目の開発が行われています。
- 理科学科追加選択として物理履修を希望生徒対象に実施しています。

在校生には随時参加希望者募集等の連絡がありますが、くわしくは担当教員（SSH事業主担）までお問い合わせください。

平成 29 年 3 月 18 日

新入生保護者様

校長 北之防 勉

入学式のご案内

春暖の候、保護者の皆様方には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。このたびお子様には、めでたく本校に合格され、心からお慶び申し上げます。つきましては入学式を下記により挙行いたしますので、万障お繰り合せの上、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

記

日 時	平成 29 年 4 月 10 日(月) 午後 1 時 開式 (集合時間 12 時 45 分)
場 所	本校体育館

- 当日は保護者の方も上履き、筆記具および下足袋をご用意下さい。
- 保護者の方も、集合時間に体育館にお越し下さい。
- 自動車でのご来校はご遠慮下さい。

1 入学式までの予定行事と諸手続

◆3月18日(土)午後1時～ 合格者説明会(保護者同伴 上履き持参 体育館集合)

1. 教育後援会 会則等
2. 事務室 入学料、定期券購入等について
大阪府高等学校生徒登録通知書(同封書類)記入・回収
3. 保健部 健康診断と保健調査票、生徒健康診断票
4. 学年 生徒情報確認表と書類提出について
5. 教務部 教育課程、教科書購入
6. SSH委員会 事業紹介
7. 生活指導部 学校生活について
8. 個人写真撮影(証明書等添付写真として使用)
○頭髪指導があり不可の場合は写真撮影を3月27日に行います。
○保護者・本人の申し出による地毛登録を行います。
9. 奨学金係 奨学金貸与・給付制度について
10. メール配信 メール配信の登録について
11. 教育相談委員会 高校生活支援カードについて
12. P T A 規約と活動、PTA役員調査
13. 諸連絡(各科・男女で異なる連絡があるので注意してください。)
14. 物品購入
○本日中にすべての採寸・購入をすませてください。
○制服は、学校指定のものを新調してください。
○実習服・体操服は、全員学校指定のものを購入してください。
○その他、新入生物品一覧表をよく読んで間違いのないように注意してください。

◆3月27日(月)午前10時～ (集合9時45分)各種書類等の提出

***生徒のみ登校してください。**

【上履き、筆記具(ボールペン・鉛筆)、持参 玄関前集合】

1. 入学料納付確認書……………1部
2. 生徒証明書発行及び通学証明書発行台帳用紙……………1部
生徒証明書の貼付写真は3/18(土)に撮影したものを使用するので貼らなくてよい。
3. 誓約書……………1部
4. 確認書……………1部
5. 独立行政法人日本スポーツ振興センター加入同意書……………1部
6. 生徒指導カード……………2部
貼付写真は3/18(土)に撮影したものを使用するので貼らなくてよい。
詳しくていねいに記入のこと。
7. 生徒健康診断票(同封書類)・保健調査票(同封書類)・生徒保健カード……………各1部
ありのままもれなく記入すること。異常のある項目はできるだけ詳しく。
裏面は最近の健康状態について、該当する項目に○印をする。
8. 高校生活支援カード……………1部
9. 作文……………1部
添付書類中の原稿用紙に書いて提出すること。
10. ぞうきん……………3枚

◆4月10日(月)入学式 午後1時 開式 (保護者同伴)

体育館集合(集合12時45分厳守)

新入生のしおり、筆記用具、上ばき持参

2 教育課程等の概要

1. 単位

1週1時間（50分授業）で1年間学習する科目を1単位の科目といたします。

2. 成績評価と単位認定

(イ) 考查

定期考查は、1・2学期は中間考查と期末考查、3学期は学年末考查のみ、年間に計5回行います。また授業中に適宜試験を行います。また実習科目等の中には、定期考查等が行われないものもあります。（なお、必要な生徒には、学期追試や追認考查も実施します。）

(ロ) 成績評価

1・2学期成績は100点満点で評価し、学年末成績は1～5の5段階で評価します。

1・2学期の学期成績が40点未満（欠点）の科目については、夏季・冬季休暇中等に追認指導を実施します。追認指導内容の全てを勘案し、前学期の評価を確定します。但し、40点を超えないものとします。

(ハ) 進級・卒業

進級・卒業にはその年度の（増単位分を除く）すべての科目の単位を修得すること等が必要です。

学年末成績をもとに、所定の出席数に達した科目については履修が認められ、履修が認められた科目について、学年成績が5段階評価で2以上のものには単位の修得が認定されます。履修が認められない科目や、修得が認められない科目（学年末成績が1の科目）については、一定の範囲内であれば追認考查の受験が認められることがあります。この場合、追認考查の結果を受けて、進級・卒業が決定されます。

3. 教育課程(カリキュラム)について

教育課程表の各科目を、記載された単位数履修します。

○週あたりの授業時数は、30時間です。

○1年次は、学校設定教科グローバルサイエンスの科目「研究基礎」が1単位あります。

2年次以降履修する各種実験実習の基礎を学ぶと同時に、ディベートやレポート、発表会などを通し、結果に対する考察や自身の意見が述べられるようにするための科目です。

○夏・春の長期休業中に、2単位分の「総合実習」の授業があります。

○1年次に学習する芸術は、「美術Ⅰ」が必修です。その他の芸術科目は3年次の選択科目に開設しています。

○1年および2年の「数学Ⅰ」の授業で、習熟度別授業を行います。

Aクラス（少人数）・・・基礎、基本の問題を中心に授業を行います。

Bクラス・・・基礎から標準的な問題を中心に授業を行います。

○1, 2年継続で「物理基礎」を増単位として、自由選択できます。

○2年次では2単位の選択科目を1科目、3年次では2単位の選択科目を2科目選択し、学習します。科目選択する際には、説明会や個人懇談を行います。自分の進路等をよく考えて選択してください。

○フラワーファクトリ科・環境緑化科は2年次に、バイオサイエンス科は3年次に自分の専攻（コース）を決めます。バイオサイエンス科には、SSHコースがあります。

○環境緑化科では資格取得に取り組んでいます。2年生次全員「3級造園技能検定・厚生労働省」、3年生次「2級造園技能検定」・「造園施工管理技術者検定・国土交通省」を受検します。受験料が必要ですのでご理解ください。

○ホームルーム活動は、ホームルームにおける様々な自主的活動、集団活動、人権についての学習、進路についての学習等を行います。

3 平成29年度入学生 教育課程表

平成29年度大阪府立園芸高等学校
全日制の課程 フラワーファクトリ科 教育課程実施計画

(入学年度別、類型別、教科・科目単位数)

入学年度 コース・類型 学年 教科 科目 学級数			29								備考
			草花デザインコース				都市園芸コース				
			I	II	III	計	I	II	III	計	
			2				2				
国語	国語総合	4			8 10 12	4			8 10 12		
	国語表現			#2				#2			
	現代文B		2	2			2	2			
	古典A			#2				#2			
地理 歴史	世界史A		3		6		3		6		
	日本史A			3				3			
公民	現代社会	2			2	2			2	「志学」	
数学	数学I	2	2		6 8	2	2		6 8		
	数学II			2				2			
	数学A			#2				#2			
理科	科学と人間生活	2			6 8 10	2			6 8 10	※は希望選択(1.2年 継続履修) □2、■2はいずれか を選択し、2.3年継続 履修 #2は2年次未履修科目 のみ選択可	
	化学基礎		□2	#2			□2	#2			
	生物学基礎			□2				□2			
	生物基礎		■2	#2			■2	#2			
	物理基礎	※1	※1				※1	※1			
保健 体育	体育	3	2	2	9	3	2	2	9		
	保健		1	1				1			1
芸術	音楽I			#2	2 4 6			#2	2 4 6		
	美術I	2				2					
	美術II			#2				#2			
	工芸I			#2				#2			
外国語	コミュニケーション英語I	3			9 11 13	3			9 11 13		
	コミュニケーション英語II		3				3				
	(学)英語総合			3				3			
	(学)英語演習		▲2	#2			▲2	#2			
家庭 情報	家庭基礎		2		2		2		2	「農業情報処理」で2単位代替	
	社会と情報										
農 業	農業と環境	3			36 38 40 42	3			36 38 40 42	「志学」	
	課題研究		2	4			2	4		「志学」	
	総合実習	2	2	2			2	2		課外「志学」	
	農業情報処理		2				2			「志学」	
	野菜						3	2			
	果樹						3	2			
	草花	3	3	2			3				
	植物バイオテクノロジー	2					2				
	(学)エコアグリ	2					2				
	(学)園芸デザイン		3	2							
	(学)園芸ビジネス			2				2			
	(学)農業科学			#2				#2			
	(学)キャリアアップ		▲2	#2				▲2		#2	
	(学)園芸利用		▲2	#2				▲2		#2	
家庭	服飾手芸			#2	0・2・4			#2	0・2・4		
	フードデザイン			#2				#2			
学教養	(学)手話入門			#2	0・2			#2	0・2		
学 グ ロー パ ル イ ン ス	(学)研究基礎	1			1 3 5 7	1			1 3 5 7		
	(学)グローバル科学			#2				#2			
	(学)Science		▲2					▲2			
	(学)技術英語			#2				#2			
教科・科目の合計			31・32	31・32	31	93・95	31・32	31・32	31	93・95	
総合的な学習の時間											「課題研究」3単位(3年)で代替
特活	ホームルーム活動	1	1	1	3	1	1	1	3	「志学」	
総計			32・33	32・33	32	96・98	32・33	32・33	32	96・98	
選 択 の 方 法			▲2より1科目選択 #2より2科目選択								

平成29年度大阪府立園芸高等学校
 全日制の課程 環境緑化科 教育課程実施計画

(入学年度別、類型別、教科・科目単位数)

入学年度 コース・類型 学年		29								備考			
		環境コース				緑化コース							
		I	II	III	計	I	II	III	計				
教科	科目	学級数	1				1						
国語	国語総合		4			8 10 12	4			8 10 12			
	国語表現				#2				#2				
	現代文B			2	2			2	2				
	古典A				#2				#2				
地理 歴史	世界史A			3		6		3		6			
	日本史A				3				3				
公民	現代社会		2			2	2			2	「志学」		
数学	数学I		2	2		6 8	2	2		6 8			
	数学II				2				2				
	数学A				#2				#2				
理科	科学と人間生活		2			6 8 10	2			6 8 10	※は希望選択(1.2年継続履修) □2、■2はいずれかを選択し、2.3年継続履修 #2は2年次未履修科目のみ選択可		
	化学基礎			□2	#2			□2	#2				
	化学				□2				□2				
	生物基礎			■2	#2			■2	#2				
	生物				■2				■2				
保健 体育	体育		3	2	2	9	3	2	2	9			
	保健			1	1			1	1				
□ 芸術	音楽I				#2	2 4 6			#2	2 4 6			
	美術I		2				2						
	美術II				#2				#2				
	工芸I				#2				#2				
外国語	コミュニケーション英語I		3			9 11 13	3			9 11 13			
	コミュニケーション英語II			3				3					
	(学)英語総合				3				3				
	(学)英語演習			▲2	#2			▲2	#2				
家庭 情報	家庭基礎			2		2		2		2			
	社会と情報											「農業情報処理」で2単位代替	
農 業	農業と環境		3			36 38 40 42	3			36 38 40 42	「志学」		
	課題研究			3	3			3	3				「志学」
	総合実習		2	2	2			2	2		2		課外「志学」
	農業情報処理			2					2				「志学」
	造園計画		3				3						
	造園技術				#2				#2				
	環境緑化材料						36		3		3		
	(学)造園CAD				2		40				2		
	(学)造園施工・管理技術				2		42				2		
	(学)キャリアアップ			▲2	#2				▲2		#2		
	(学)環境計画			3	2								
	(学)造園製図		2	2				2	2				
(学)グリーンエコプログラム					1								
(学)造園管理		2	▲2	#2		2	▲2	#2					
家庭	服飾手芸				#2	0・2・4			#2	0・2・4			
	フードデザイン				#2				#2				
学教養	(学)手話入門				#2	0・2			#2	0・2			
学が ローバ ルイ ン	(学)研究基礎		1			1 3 5 7	1			1 3 5 7			
	(学)グローバル科学				#2				#2				
	(学)Science			▲2					▲2				
	(学)技術英語				#2							#2	
教科・科目の合計			31・32	31・32	31	93・95	31・32	31・32	31	93・95			
総合的な学習の時間											「課題研究」3単位(3年)で代替		
特活	ホームルーム活動		1	1	1	3	1	1	1	3	「志学」		
総計			32・33	32・33	32	96・98	32・33	32・33	32	96・98			
選択の方法			▲2より1科目選択			#2より2科目選択							

平成29年度大阪府立園芸高等学校
全日制の課程 バイオサイエンス科

(入学年度別、類型別、教科・科目単位数)

入学年度 コース・類型 学年		29								備考	
		食品科学コース				生命科学コース					
		I	II	III	計	I	II	III	計		
教科	科目	2				2					
国語	国語総合	4			8 10 12	4			8 10 12		
	国語表現			#2				#2			
	現代文B		2	2				2		2	
	古典A			#2				#2			
地理 歴史	世界史A		3		6		3		6		
	日本史A			3				3			
公民	現代社会	2			2	2			2	「志学」	
数学	数学I	2	2		6 8	2	2		6 8		
	数学II			2				2			
	数学A			#2				#2			
理科	科学と人間生活	2			6 8 10	2			6 8 10	※は希望選択(1.2年継続履修) □2、■2はいずれかを選択し、2.3年継続履修 #2は2年次未履修科目のみ選択可	
	化学基礎		□2	#2				□2			#2
	化学			□2							□2
	生物基礎		■2	#2				■2			#2
	生物			■2							■2
保健 体育	体育	3	2	2	9	3	2	2	9		
	保健		1	1				1		1	
芸術 □	音楽I			#2	2 4 6			#2	2 4 6		
	美術I	2				2					
	美術II			#2				#2			
	工芸I			#2				#2			
外国語	コミュニケーション英語I	3			9 11 13	3			9 11 13		
	コミュニケーション英語II		3					3			
	(学)英語総合			3						3	
	(学)英語演習		▲2	#2				▲2		#2	
家庭 情報	家庭基礎		2		2		2		2		
	社会と情報	「農業情報処理」で2単位代替				「農業情報処理」で2単位代替					
農 業	農業と環境	3			36 38 40 42	3			36 38 40 42	「志学」	
	課題研究		2	3				2		3	「志学」
	総合実習	2	2	2			2	2		2	課外「志学」
	農業情報処理		2					2			「志学」
	食品製造			2							
	食品化学	4					4				
	微生物利用	3					3				
	植物バイオテクノロジー									2	
	食品流通			2							
	(学)フードサイエンス基礎		3							3	
	(学)バイオサイエンス基礎		3							3	
	(学)バイオサイエンス									3	
	(学)生物化学									2	
	(学)キャリアアップ		▲2	#2						▲2	#2
(学)食品衛生			3								
(学)食品栄養		▲2	#2				▲2	#2			
(学)環境科学			#2				#2				
家庭	服飾手芸			#2	0・2・4			#2	0・2・4		
	フードデザイン			#2				#2			
学教養	(学)手話入門			#2	0・2			#2	0・2		
学 グ ロー パ ル 財 任 ス	(学)研究基礎	1			1 3 5 7	1			1 3 5 7		
	(学)グローバル科学			#2				#2			
	(学)Science		▲2					▲2			
	(学)技術英語			#2				#2			
教科・科目の合計		31・32	31・32	31	93・95	31・32	31・32	31	93・95		
総合的な学習の時間										「課題研究」3単位(3年)で代替	
特活	ホームルーム活動	1	1	1	3	1	1	1	3	「志学」	
総 計		32・33	32・33	32	96・98	32・33	32・33	32	96・98		
選 択 の 方 法		▲2より1科目選択 #2より2科目選択									

平成29年度大阪府立園芸高等学校
 全日制の課程 フラワーファクトリ科 自立支援コース 教育課程実施計画

(入学年度別、類型別、教科・科目単位数)

入学年度 コース・類型 学年		29								備考		
		草花デザインコース				都市園芸コース						
		I	II	III	計	I	II	III	計			
教科	科目	学級数	2				2					
国語	国語総合		1	1	1	3	1	1	1	3		
	国語表現				#2	5			#2	5		
	古典A				#2	7			#2	7		
地理歴史	世界史A			3		6		3		6		
	日本史A				3			3				
公民	現代社会		2			2	2			2	「志学」	
数学	数学I		1	1	1	3	1	1	1	3		
	数学A				#2	5			#2	5		
理科	科学と人間生活		2			6 8	2			6 8	□2、■2はいずれかを選択し、2.3年継続履修#2は2年次未履修科目のみ選択可	
	化学基礎			□2	#2			□2	#2			
	化学				□2				□2			
	生物基礎			■2	#2			■2	#2			
保健体育	体育		3	2	2	9	3	2	2	9		
	保健			1	1			1	1			
芸術	音楽I				#2	2 4 6			#2	2 4 6		
	美術I		2				2					
	美術II				#2				#2			
	工芸I				#2				#2			
外国語	コミュニケーション英語I		1	1	1	3	1	1	1	3		
	(学)英語演習			▲2	#2	5 7		▲2	#2	5 7		
家庭情報	家庭基礎			2		2		2		2	「農業情報処理」で2単位代替	
	社会と情報											
農業	農業と環境		3	2		42 44 46 48	3	2		42 44 46 48	「志学」	
	課題研究			2	4				2		4	「志学」
	総合実習		2	2	2			2	2		2	課外「志学」
	農業情報処理			2					2			「志学」
	野菜								3		2	
	果樹								3		2	
	草花		3	3	2			3				
	食品製造		▲2					▲2				
	植物バイオテクノロジー		2					2				
	造園技術		■2					■2				
	環境緑化材料		■2					■2				
	(学)エコアグリ		2					2				
	(学)園芸デザイン			3	2							
	(学)園芸ビジネス				2						2	
(学)農業科学				#2				#2				
(学)キャリアアップ			▲2	#2			▲2	#2				
(学)園芸利用			▲2	#2			▲2	#2				
(学)フードサイエンス基礎		▲2				▲2						
(学)造園管理		■2				■2						
家庭	服飾手芸				#2	0・2・4			#2	0・2・4		
	フードデザイン				#2				#2			
学生生活	(学)生活自立		2	2	4	8	2	2	4	8		
学教養	(学)手話入門				#2	0・2			#2	0・2		
学ガ ローパ ル 研 究 イ ン ス	(学)研究基礎		1			1	1			1		
	(学)グローバル科学				#2	3			#2	3		
	(学)Science			▲2		5		▲2		5		
	(学)技術英語				#2	7			#2	7		
教科・科目の合計			31	31	31	93	31	31	31	93		
総合的な学習の時間											「課題研究」3単位(3年)で代替	
特活	ホームルーム活動		1	1	1	3	1	1	1	3	「志学」	
総計			32	32	32	96	32	32	32	96		
選択の方法			▲2より1科目選択			■2より1科目選択			#2より2科目選択			

平成29年度大阪府立園芸高等学校
 全日制の課程 環境緑化科 自立支援コース 教育課程実施計画
 (入学年度別、類型別、教科・科目単位数)

入学年度 コース・類型 学年 教科 科目 学級数			29								備考
			環境コース				緑化コース				
			I	II	III	計	I	II	III	計	
			1				1				
国語	国語総合	1	1	1	3	1	1	1	3		
	国語表現			#2	5			#2	5		
	古典A			#2	7			#2	7		
地理 歴史	世界史A		3		6		3		6		
	日本史A			3			3		6		
公民	現代社会	2			2	2			2	「志学」	
数学	数学I	1	1	1	3	1	1	1	3		
	数学A			#2	5			#2	5		
理科	科学と人間生活	2			6 8	2			6 8	□2、■2はいずれかを選択し、2.3年継続履修#2は2年次未履修科目のみ選択可	
	化学基礎		□2	#2			□2	#2			
	化学			□2				□2			
	生物基礎		■2	#2			■2	#2			
保健 体育	体育	3	2	2	9	3	2	2	9		
	保健		1	1			1	1			
芸術 □ □ □	音楽I			#2	2 4 6			#2	2 4 6		
	美術I	2									
	美術II			#2				#2			
	工芸I			#2				#2			
	書道I			#2				#2			
外国語	コミュニケーション英語I (学)英語演習	1	1	1	3 5 7	1	1	1	3 5 7		
			▲2	#2			▲2	#2			
家庭 情報	家庭基礎		2		2		2		2		
	社会と情報										
農業	農業と環境 課題研究	3			42 44 46 48	3			42 44 46 48	「志学」	
	総合実習	2	2	2		2	2	2		課外「志学」	
	農業情報処理		2					2			「志学」
	草花	▲2				▲2					
	食品製造	■2				■2					
	造園計画	3				3					
	造園技術			#2				#2			
	環境緑化材料 (学)エコアグリ	▲2				▲2					
	(学)フードサイエンス基礎	■2				■2					
	(学)造園CAD			2				2			
	(学)造園施工・管理技術			2				2			
	(学)キャリアアップ		▲2	#2			▲2	#2			
	(学)環境計画		3	2							
	(学)造園製図	2	4			2	4				
(学)グリーンエコプログラム			1								
(学)造園管理	2	▲2	#2	2	▲2	#2					
家庭	服飾手芸			#2	0・2・4			#2	0・2・4		
	フードデザイン			#2				#2			
学生活	(学)生活自立	2	2	4	8	2	2	4	8		
学教養	(学)手話入門			#2	0・2			#2	0・2		
学が ローバ ルサ イ ン ス	(学)研究基礎	1			1	1			1		
	(学)グローバル科学			#2	3			#2	3		
	(学)Science		▲2		5		▲2		5		
	(学)技術英語			#2	7			#2	7		
教科・科目の合計		31	31	31	93	31	31	31	93		
総合的な学習の時間										「課題研究」3単位(3年)で代替	
特活		1	1	1	3	1	1	1	3	「志学」	
総計		32	32	32	96	32	32	32	96		
選択の方法		▲2より1科目選択 ■2より1科目選択 #2より2科目選択									

入学年度 コース・類型 学年 教科 科目 学級数		29								備考		
		食品科学コース				生命科学コース						
		I	II	III	計	I	II	III	計			
		2				2						
国語	国語総合	1	1	1	3	1	1	1	3			
	国語表現			#2	5			#2	5			
	古典A			#2	7			#2	7			
地理 歴史	世界史A		3		6		3		6			
	日本史A			3				3				
公民	現代社会	2			2	2			2	「志学」		
数学	数学I	1	1	1	3	1	1	1	3			
	数学A			#2	5			#2	5			
理科	科学と人間生活	2			6 8	2			6 8	□2、■2はいずれかを選択し、2,3年継続履修 #2は2年次未履修科目のみ選択可		
	化学基礎		□2	#2			□2	#2				
	化学			□2				□2				
	生物基礎		■2	#2			■2	#2				
保健 体育	体育	3	2	2	9	3	2	2	9			
	保健		1	1			1	1				
芸術	音楽I			#2	2 4 6			#2	2 4 6			
	美術I	2				2						
	美術II			#2				#2				
	工芸I			#2				#2				
外国語	コミュニケーション英語I (学)英語演習	1	1	1	3 5 7	1	1	1	3 5 7			
			▲2	#2			▲2	#2				
家庭 情報	家庭基礎		2		2		2		2			
	社会と情報									「農業情報処理」で2単位代替		
農業	農業と環境	3			42 44 46 48	3			42 44 46 48	「志学」		
	課題研究		2	3			2	3				「志学」
	総合実習	2	2	2			2	2		2		課外「志学」
	農業情報処理		2					2				「志学」
	草花	▲2					▲2					
	食品製造			2								
	食品化学	2					2					
	微生物利用	3					3					
	植物バイオテクノロジー									2		
	食品流通			2								
	造園技術	■2					■2					
	環境緑化材料	■2					■2					
	(学)フードサイエンス基礎	2	4				2	4				
	(学)バイオサイエンス基礎		4					4				
	(学)バイオサイエンス									3		
	(学)生物化学									2		
	(学)キャリアアップ		▲2	#2				▲2		#2		
(学)食品衛生			3									
(学)食品栄養		▲2	#2			▲2	#2					
(学)環境科学			#2				#2					
(学)エコアグリ	▲2				▲2							
(学)造園管理	■2				■2							
家庭	服飾手芸			#2	0・2・4			#2	0・2・4			
	フードデザイン			#2				#2				
学生生活	(学)生活自立	2	2	4	8	2	2	4	8			
学教養	(学)手話入門			#2	0・2			#2	0・2			
グローバル サイエンス	(学)研究基礎	1			1	1			1			
	(学)グローバル科学			#2	3			#2	3			
	(学)Science		▲2		5		▲2		5			
	(学)技術英語			#2	7			#2	7			
教科・科目の合計		31	31	31	93	31	31	31	93			
総合的な学習の時間										「課題研究」3単位(3年)で代替		
特活	ホームルーム活動	1	1	1	3	1	1	1	3	「志学」		
総計		32	32	32	96	32	32	32	96			
選択の方法		▲2より1科目選択 ■2より1科目選択 #2より2科目選択										

4 学校生活について

1. 日課表（通常時）

S HR	8:40～	8:45
1 時限	8:50～	9:40
2 時限	9:50～	10:40
3 時限	10:50～	11:40
4 時限	11:50～	12:40
昼休み	12:40～	
予鈴	13:25～	
5 時限	13:30～	14:20
6 時限	14:30～	15:20
S HR	15:20～	15:30

2. 大阪府の暴風警報および特別警報発令時における措置

- (ア) 暴風警報及び全ての特別警報発令中には、生徒は自宅で待機して、登校してはならない。但し、大雨、洪水、波浪等の警報発令時においては、原則として平常授業を行う。
- (イ) 午前7時までに、暴風警報及び全ての特別警報が解除された場合は、平常授業を行う。また、定期考査も平常通り行う。
- (ウ) 午前7時を過ぎて、暴風警報及び全ての特別警報が解除された場合は、次のように授業を行う。また、それぞれの開始時刻10分前からS HRを行う。
- ・午前8時までに解除された場合は、2限目より授業を行う。
 - ・午前9時までに解除された場合は、3限目より授業を行う。
 - ・午前10時までに解除された場合は、4限目より授業を行う。
 - ・定期考査日に午前7時を過ぎて10時までに解除された場合、午後1時30分より予定されている1時限目の考査を開始する。
- (エ) 午前10時を過ぎても暴風警報及び全ての特別警報発令中の場合は、臨時休業とする。
- (オ) 大阪府教育委員会から指示が出た場合は、それが優先される。
- (カ) 兵庫県在住の生徒については、上記（ア）～（オ）に次を加える。
- ・午前7時までに、兵庫県阪神の暴風警報及び全ての特別警報が解除された場合は、（イ）に準ずる。
 - ・午前7時を過ぎて午前10時までに兵庫県阪神の暴風警報及び全ての特別警報が解除された場合は、（ウ）に準ずる。
 - ・午前10時を過ぎても兵庫県阪神に暴風警報及び全ての特別警報が発令中の場合は登校を禁止し、公欠として扱う。
- (キ) 阪急電鉄宝塚線の運休時にも（ア）～（オ）を準用する。
- (ク) 本規定の（ア）～（キ）は生徒手帳に掲載する。

3. 校内生活について

- (1) 考査の不正行為・飲酒・喫煙・単車通学等生徒の本分に反する行為があった時は、学則第26条により懲戒を加える。
- (2) 次の場合は、「願・届」を提出すること。(16 ページ参照)

- ア 欠席・欠課・早退・遅刻・忌引・一時外出の時
- イ 学校において予防すべき感染症にかかった時
- ウ 旅行・登山・キャンプ・スキー等をする時(保護者同伴の場合は届の必要はない)
- エ 学校の定める服装と異なった服装をする時
- オ その他(アルバイト・紛失・拾得物)

- (3) 自動車・単車による通学は禁止する。なお免許証は「とらない」単車は「買わない」「乗らない」の原則によって指導する。
- (4) 自転車で通学する場合は生活指導部に届出、定められた登録証をつけ、所定の場所におくこと。
- (5) 農場生産物の無断採取は一切禁止する。
- (6) 飲食は食堂で行ない、食堂からの飲食物の持ち出しは禁止する。但し、持参の弁当は教室において食べることを。

4. 服装・所持品等について

- (1) 制服は生徒手帳に表示の通りとする。それ以外のものを着用したり、制服を変造することは禁止する。体育及び実験・実習の時には、それぞれの所定の服装を着用すること。
- (2) 学校制定の上ばきについては、校舎内及び校内のコンクリート舗装部分のみに使用する。但し、体育館については指定の体育館履きを使用し、プールサイドにおいては裸足とする。
- (3) 夏服の着用は、6月1日から9月30日までとする。但し、合服着用期間は季節に応じて別途指示する。
- (4) 通学靴は、質素なものとする。
- (5) 頭髪の脱色、染色、逸脱した髪型など高校生としてふさわしくない装いは禁止する。違反した服装、頭髪等で登校した場合は帰宅のうえ、改善させることがある。
- (6) マンガ本・週刊誌・トランプ・ゲーム機その他学習に直接関係のないものを学校へ持ち込むことは禁止する。
- (7) 携帯電話等の使用については校内においては禁止する。(持ち込みは可であるが校内では電源をオフにしておくこと。)

5. アルバイトについて

本校では農業クラブ活動、生徒会クラブ活動や自主勉強を通しての放課後活動の充実をめざしています。新入生の皆さんの全員の自主参加を期待しています。よってアルバイトについては原則禁止です。

保護者や担任との話し合いでやむなく従事する場合は、アルバイト従事許可願を生活指導部へ提出し許可を得ること。

6. 生活指導部からの連絡（教室掲示プリント）

1. 遅刻

8：40 までに教室に入りましょう。

8：40 以降はSHR中であっても遅刻届が必要です。

授業に遅れた場合も遅刻届が必要です。

1 週間に 2 回遅刻すると放課後、課題となります。

また、「無断早退」、「中抜け」は 1 回で課題となります。

放課後指導日⇒水・金

（事情があつて課題ができない場合は、生活指導室へ連絡して下さい）

放課後指導日を 1 回無視すると、次回指導日に課題が増えます。

2 回無視すると、課題が増え、次の日別室指導となります。

別室指導が 2 回目となった場合は保護者呼び出しとなります。

遅刻指導は、定期考査を区切りとして遅刻の回数を数え、

7 回 ⇒ 担任から保護者に電話連絡 + 特別指導

1 2 回 ⇒ 保護者呼び出し、生活指導部長嚴重注意

1 5 回 ⇒ 保護者呼び出し、教頭説諭（担任同伴）

*特別指導の内容は、3 日間連続して早朝登校（8 時 15 分に生活指導室）すること。

なお、3 日間連続して早朝登校できれば、遅刻回数も『0ゼロ』に戻ります。

2. 頭髪

注意を受けた人は改善しましょう。

3. 服装

登下校・校内ではブレザーを着用しましょう。

ブレザーの下に学校指定外のセーター、カーディガン等をきていれば、預かる場合があります。

預かり物は、卒業または、保護者同伴時に返却します。

4. 無断外出禁止

昼食の買出しは禁止（昼食がない、食堂売り切れなどの理由もダメ）です。

5. 自転車

二人乗り 禁止！（学校の内外、登下校中も禁止です）

登下校時以外は、校内自転車の使用禁止です。

駐輪場所を守る。

違反者： 1 回 - 自転車預かり 1 週間 2 回 - 自転車預かり 2 週間

3 回 - 自転車通学許可取り消し（その年度内）

サイドステップは、即時没収（返却しません）。

自転車の返却日は 3:40 に生活指導室へ来てください。

6. 携帯電話

校内での使用は禁止です。校内では電源を切りましょう。

授業中カバンから出した場合は預かります。放課後返却となります。

違反者： 預かり 2 回目以降は返却に課題提出が必要となります。

欠席・遅刻の届は学校・担任（072-761-8830）へ保護者が連絡してください。遅刻者は、生活指導部で入室許可書をもって各教室へ入室すること。

*学校への連絡は午前 8 時 30 分以降にお願いします。

5 諸届について

届 出	届の経路	備 考	所定の書式
欠席届	保護者→担任	事前に提出すること。当日なら電話等で連絡すること。	無
遅刻届	生徒→生活指導部→教科担当→担任	生活指導室で記入し授業に行くこと。事前にわかっているときは担任に連絡しておくこと。	有
早退届	生徒→担任→教務部	許可を得てから早退すること。	有
忌引届	生徒(保護者)→担任	後日、届を提出すること。	有
公欠届	生徒→担任・クラブ顧問→教務部	前日までに手続をすませておくこと。	有
外出許可願	生徒→担任・クラブ顧問	許可なく校外へ出ないこと。	有
拾得・紛失・盗難届	生徒→生活指導部	ささいな事でも必ず届けること。	有
旅行届 (*学割証)	保護者→生徒→担任→生活指導部(→生徒→事務室)	学割の必要な時は担任を通して事務室に申し出ること。	有
アルバイト許可願	保護者→生徒→担任→生活指導部	原則としてしない方が望ましい。保護者とよく相談して決めること。	有
自転車通学届	保護者→生徒→生活指導部	学校指定の登録証の交付をうけ取付けること。	有
掲示物・配布物届	生徒→担任・クラブ顧問→生徒会	掲示物は所定の場所以外に、はり付けない。	無
学校感染症意見書	医師→保護者(生徒)→担任→保健部・教務	医師に証明書を発行してもらって学校に届ける。止むを得ぬ時は電話等で先に連絡し、後日届を提出する。	有
校舎・校具破損届	生徒→担任・クラブ顧問	実費を弁償すること。 (個人・クラス共)	有

届 出 (事務室関係)	備 考
住所変更届	事務室窓口に置いてある住所変更届に必要な事項を記入し、「住所変更を確認できる書類」を添えて、担任に提出する。
通学証明書	通学定期券は生徒証で購入できる。
在学証明書	事務室窓口に置いてある諸証明交付申込書に必要な事項を記入し、生徒証と一緒に事務室に提出すること。

各科購入物品

品名	価格 (円)	販売 場所	フラワー ファクトリ科		環境緑化科		バイオ サイエンス科	
			男子	女子	男子	女子	男子	女子
実験カード	360	食堂	◎	◎				
校内上履き	1,270		◎	◎	◎	◎	◎	◎
美術用具セット	4,270		◎	◎	◎	◎	◎	◎
花ばさみ	1,860		◎	◎				
製図器具(鍵込)	9,950				◎	◎		
防護めがね	820						◎	◎
実習用長ぐつ (29センチ以上)	2,270 (2,880)		◎	◎	◎	◎		
実習用長ぐつ耐油	2,880						◎	◎
地下たび	2,500				◎	◎		
小計 (29センチ以上)				10,030 (10,640)	10,030 (10,640)	20,260 (20,870)	20,260 (20,870)	9,240
体育館シューズ	2,060	道場	◎	◎	◎	◎	◎	◎
小計			2,060	2,060	2,060	2,060	2,060	2,060
水泳帽	670	道場	◎	◎	◎	◎	◎	◎
水泳パンツ	1,440		◎		◎		◎	
女子水着	2,260			◎		◎		◎
小計			2,110	2,930	2,110	2,930	2,110	2,930
トレシャツ	3,900	H R 棟	◎	◎	◎	◎	◎	◎
トレパン	3,500		◎	◎	◎	◎	◎	◎
体操半袖シャツ	2,250		◎	◎	◎	◎	◎	◎
体操ハーフパンツ	2,650		◎	◎	◎	◎	◎	◎
小計			12,300	12,300	12,300	12,300	12,300	12,300
植木ばさみ	4,600	食堂前			◎	◎		
小計					4,600	4,600		
実習服上下		H R 棟	5,040	5,040	5,040	5,040	5,350	5,350
夏実習服			2,160	2,160	2,160	2,160	2,470	2,470
実験白衣							2,570	2,570
帽子(実習用)					1,300	1,300	1,230	1,230
小計				7,200	7,200	8,500	8,500	11,620
合計			33,700 (34,310)	34,520 (35,130)	49,830 (50,440)	50,650 (51,260)	37,330	38,150

*価格はしおり編集時のものであり変動する場合があります。

区分	男子制服		女子制服	
	品名	価格 (消費税込)	品名	価格 (消費税込)
全員購入	上着 (ブレザー)	19,300	上着 (ブレザー)	17,900
	スラックス (冬)	10,600	スカート (冬)	11,700
	長袖シャツ (シロ)	4,000	長袖ブラウス (シロ)	4,000
	小計	33,900	小計	33,600
希望者購入	スラックス (夏)	10,200	スカート (夏)	10,800
	半袖シャツ	3,900	半袖ブラウス	3,900
	長袖シャツ(ピンク)	4,000	長袖ブラウス(ピンク)	4,000
	ニットセーター	5,000	ニットセーター	5,000
	小計	23,100	小計	23,700
	合計	57,000	合計	57,300

	販売	連絡先
実験カード他	食堂給品部	直接お問合せください
体育館シューズ 水泳着	(株)ワキタスポーツ	大阪市東住吉区住道矢田7丁目6-13 06-6701-2101
体操服	ドライバーホース ※入学時のみ、以降食堂給品部	箕面市箕面6-3-1-212 072-721-1212
植木バサミ (環緑)	関西植木株式会社	大阪市西区千代橋2-22-21 06-6581-3401
実習・実験服	(有)サンエフユニフォーム	大阪市此花区西島5-2-22 06-6467-2834
男子制服	(株)北田呉服洋品店	池田市栄町10-10 072-753-0123
女子制服		

○制服は販売店に直接受け取りに行ってください。

但し、配送希望の方は販売店に申し出てください。(有料500円)

○体操服・実習服・長ぐつ・地下たびは、4月11日(火)にお渡しします。

○水泳着は、4月下旬にお渡しする予定です。

○取換え・寸法直し等は、上記業者に直接相談してください。

7 平成29年度 1年生 使用教科書・副読本一覧表

発行所	教科書名	価格 (円)	フラワーファクトリ科	環境緑化科	バイオサイエンス科
第一学習社	高等学校 改訂版 標準国語総合	910	○	○	○
東京法令出版	3回書き込み式 標準漢字演習 5級～2級	594	○	○	○
清水書院	高等学校 現代社会 新訂版	630	○	○	○
数研出版	改訂版 新 高校の数学 I	720	○	○	○
数研出版	教科書学習ノート 数学 I	540	○	○	○
東京書籍	改訂 科学と人間生活	680	○	○	○
東京書籍	ニューサポート 改訂 科学と人間生活	540	○	○	○
大修館	最新高等保健体育 改訂版	625	○	○	○
大修館	最新高等保健体育ノート 改訂版	886	○	○	○
大修館	行方でみる最新スポーツルール 2017	886	○	○	○
日本文教出版	高校生の美術 1	1,045	○	○	○
開隆堂	Revised ENGLISH NOW English Communication I	635	○	○	○
学研教育出版	ニュービクトリーアンカー英和辞典 3版	2,916	△	△	△
実教出版	農業と環境 新訂版	1,235	○		
実教出版	草花	910	○		
主婦の友社	はじめての花づくり	1,382	○		
農文協	植物バイオテクノロジー	1,025	○		
実教出版	果樹	1,100	○		
農文協	農業と環境	1,235		○	○
電機大	造園技術	470		○	
電機大	環境緑化材料	410		○	
海文堂	造園計画	500		○	
池田書店	葉っぱで見わかる 樹木ハンドブック	1,350		○	
三笠書房	見たい、知りたい！ 日本庭園	745		○	
(社)日本造園組合連合会	造園施工必携 改訂新版	2,270		○	
実教出版	食品化学	1,440			○
実教出版	微生物利用	1,350			○
△○のついた教科書・副読本の合計金額			17,259 円	18,587 円	15,632 円

- ※ 「ニューヴィクトリーアンカー英和辞典」については、「ニューヴィクトリーアンカー英和辞典」以外の辞書でも)すでに高校用の(中学用は不可)辞書を買った人、または、兄、姉等の辞書をもたらる人については買う必要はありません。教科書売り場の人にそう伝えてください(授業及び考査で使用します)。
- ※ 領収書が必要な場合は購入の際に申し出てください。
- ※ 教科書業者 株式会社古川商店(06-6854-5979)

注)教科書・副読本の金額はしおり編集時の金額です。変動する場合がありますのでご了解をお願いします。

8 生徒の健康診断・健康管理について

1. 保健関係書類の提出について

以下の書類について、別紙「保健関係提出書類記入見本つづり」を参考に、黒のボールペンで記入し、3月27日(月)の書類提出日に提出してください。

- (1) 生徒健康診断票 (同封の白色の書類)
- (2) 保健調査票 (同封のピンク色の書類)
- (3) 生徒保健カード (この冊子に綴じてある書類)

2. 健康診断について

学校においては、学校保健安全法に基づき健康診断を実施します。

(1) 定期健康診断

- ・身体計測、視力、聴力 (1・3年のみ)、内科検診、歯科検診・・・**4月16日(日)**
- ・運動器検診 (必要な者のみ)
- ・結核検診 (1年のみ)
- ・心臓1次検診 (1年のみ)、心臓2次・3次検診 (必要な者のみ)
- ・検尿1次検査、検尿2次検査 (必要な者のみ)

(2) 臨時健康診断

研修旅行等、宿泊を伴う学校行事前には必要に応じ健康診断・健康相談を実施します。健康診断を個人的な理由で受検しなかった者については、自費負担で受診を指示する場合があります。

3. 健康相談について

- (1) 学校医、学校歯科医による健康相談を行っています。相談がある場合は保健室に申し出てください。
- (2) 保健室でも、随時健康相談を行っています。心身の健康について気になることがあれば、相談してください。

4. 学校において予防すべき感染症について

学校保健安全法に基づき、下表の感染症に罹患した場合は出席停止になります。これらの感染症にかかった場合は、早急に学校に連絡のうえ必要な期間、療養に専念してください。再登校の際には、インフルエンザの場合はインフルエンザ報告書(保護者記入)を、それ以外の場合は診断書等(医療機関記入)の提出をお願いします。

表 学校において予防すべき感染症

種類	病名
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、鳥インフルエンザ(H5N1・H7N9)、重症急性呼吸器症候群(SARSコロナウィルス)、中東呼吸器症候群
第二種	インフルエンザ *鳥インフルエンザ(H5N1・H7N9)を除く 百日咳、麻しん(はしか)、 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、風しん、 水痘(水ぼうそう)、咽頭結膜熱、 結核、髄膜炎菌性髄膜炎

第 三 種	コレラ、細菌性赤痢、腸管性出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症（注1）
-------------	---

（注1）第三種の感染症に分類されている「その他の感染症」は、学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、学校医の意見を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に措置がとれるもの

9 入学料及び授業料等について

入学料 5,650円 入学料納付確認書提出日 3月27日（月）

大阪府立高等学校等に入学する際には、入学に先立って入学料の納付が必要です。納付期限までに入学料納付書（同封書類）により指定された金融機関の窓口で納付し、納付後、金融機関の領収印が押印された入学料納付証明書を入学料納付確認書（同封書類）に貼り付けて指定する日に提出してください。入学料を納付していただかないときには、入学許可が取り消されることがありますのでご注意ください。（罹災等により期限を延期することができます。詳しくは、事務室までご相談ください。）

授業料等及び国の就学支援金（授業料相当額）、奨学給付金について

○保護者等の年収が概ね910万円未満の世帯では、手続きすることで国の**就学支援金（授業料相当額）**の支給対象となり、3年間に限り授業料が免除となります。手続き（申請書、所得証明書の提出等）については、入学後になります。学校からの連絡についてはご注意ください。

※手続きのない場合は、所得限度内であっても授業料を徴収することになりますので、ご注意ください。

また、この所得調査の手続きにおいて非課税世帯の方は、申請により**奨学給付金**が給付されます。7月に申請いただき、審査により12月頃に給付されます。

生活保護世帯 32,300円、第1子世帯 75,800円、第2子以降世帯 129,700円（予定）
詳しいご案内は、別途させていただきます。

授業料及び下の内訳表に掲げる経費については、学校生活を送る上で必要なものです。必ず納付してください。納付書については入学してからホームルームで配布します。

参考：授業料等納付金内訳表（平成29年度第1学年）

（授業料）		第1期	第2期	第3期	第4期	合計
納入期限		4月20日	7月20日	10月20日	1月22日	
授業料	就学支援金不支給者	29,700	29,700	29,700	29,700	118,800
	〃 受給者	0	0	0	0	0

※授業料第1期分の納入期限は、就学支援金申請に伴い、6月20日又は7月20日になります。

（センター掛金及び学校諸費）

日本スポーツ振興センター掛金		1,650				1,650
学校諸費	P T A会費	4,000				4,000
	学年費	22,000				22,000
	生徒会費	1,700				1,700
	部活動後援会費	800				800

	農業クラブ費	2,420			2,420
	研修旅行積立金	10,000	35,000	35,000	80,000
合計（授業料を除く）		42,570	35,000	35,000	112,570

なお、金額は概算のため変更される場合がありますのでご了承ください。

10 独立行政法人日本スポーツ振興センターについて

大阪府教育委員会では大阪府立高校に在学する生徒の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下センターといいます）と災害共済給付契約を結んでいます。

センターの災害共済給付は、学校の管理下において生徒が災害にあった場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度で、加入に同意された保護者の皆様には、在学期間中、共済掛金（保護者負担分）の納付に同意していただいているところです。

3月27日（月）の書類提出日に別紙同意書を学校に提出してください。

また、請求手続きは、インターネットを利用した請求システムに必要な事項を入力することにより行われますが、個人情報の取り扱いには十分留意いたしますので、ご了承ください。

給付の内容等は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法又はこれに基づく政令、省令、通達等に定められています。その主な内容は下記のとおりです。

1. 給付の種類と内容

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもの	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の 4/10（そのうち 1/10 は、療養に伴って要する費用として加算される分）。ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が異なる。）に療養に要する費用の 1/10 を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合はその額を加算した額
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもののうち、文部科学省令で定めているもの	
障害	学校の管理下の負傷及び疾病が治った後に残った障害	障害見舞金 3770 万円～82 万円（通学中の災害は半額）
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 2800 万円（通学中の災害は半額）
	突然死 運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 2800 万円（通学中の災害は半額）
	運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1400 万円（通学中の災害も同額）

なお、学校の管理下とは、次の場合をいいます。

- | | |
|---------------------|--------------------|
| ①授業中 | ②学校の教育計画に基づく課外指導中 |
| ③休憩時間中及び学校の定めた特定時間中 | ④通常の経路及び方法による通学中 等 |

2. 給付基準

- ①同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長 10 年間行われます。
- ②災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から 2 年間行わないときは時効によって消滅します。
- ③損害賠償を受けたときや他の法令の規定による補償や給付（例えば、地方公共団体の条例等による乳幼児医療助成制度・ひとり親家庭医療助成制度）等を受けたときは、その価額の限度において、給付を行いません。
- ④高等学校の生徒が自己の故意の犯罪行為により、又は故意に負傷し、疾病にかかり又は死亡したときは、当該医療費、障害又は死亡にかかる災害共済給付を行いません。
- ⑤高等学校の生徒が自己の重大な過失により、負傷し、疾病にかかり又は死亡したときは、当該障害又は死亡に係る災害共済給付の一部を行わない場合があります。

***これはセンターの災害共済給付制度の概要を記載したものです。**

3. 共済掛金（年額）

高等学校 保護者負担額 1,650 円 （大阪府負担額 215 円）

4. 給付を受ける手続き

- ①学校管理下において負傷した又は疾病にかかり受診した場合は、学校に届け出て、保健室で手続きに必要な書類を受け取ってください。
- ②書類記入後は保健室に提出してください。(医療機関で記入してもらう書類もあります。)
- ③学校が書類を提出し、センターにおいて審査のうえ給付金額を決定します。
- ④給付については口座振込となります。書類提出から給付までおおよそ3ヶ月程度かかります。

1 1 「生徒証明書発行及び通学証明書発行台帳用紙」の記入について

1. 「住所」……「現住所」の欄に、郵便番号、住所、電話番号を記入する。
2. 「通学経路」……使用交通機関名、乗降する駅(停留所)名を記入する。
 注意 ●通学経路は、通学時間が一番短いものを記入する。
 ●使用交通機関が複数ある場合は、それらをすべて記入する。
 ●自転車通学は「自転車」、徒歩通学は「徒歩」と記入する。

(例① 使用交通機関が1つの場合)

使用交通機関名	駅(停留所)名→駅(停留所)名	使用交通機関名	駅(停留所)名→駅(停留所)名
徒歩	自宅→梅田	徒歩	自宅→京橋
阪急電車	梅田→石橋	JR	京橋→大阪
徒歩	石橋→学校	阪急電車	梅田→石橋
		徒歩	石橋→学校

(例② 使用交通機関が2つの場合)

(例③ 使用交通機関が3つの場合)

使用交通機関名	駅(停留所)名→駅(停留所)名
徒歩	自宅→森小路
京阪電車	森小路→京橋
JR	京橋→大阪
阪急電車	梅田→石橋
徒歩	石橋→学校

(例④ 自転車通学の場合)

使用交通機関名	駅(停留所)名→駅(停留所)名	使用交通機関名	駅(停留所)名→駅(停留所)名
自転車	自宅→学校	徒歩	自宅→学校

(例⑤ 徒歩通学の場合)

3. 「氏名」……生徒氏名、ふりがな、生年月日を記入する。
(注意) 生徒証明書番号は記入しない。
4. 「生徒証明書発行及び通学証明書発行台帳用紙」は3月27日(月)の書類提出日に提出する。
5. 通学定期券は4月10日(月)(入学式)に発行する生徒証明書で購入して下さい。

1 2 奨学金貸与・給付制度について

本校で手続きを取扱う奨学金には貸与される奨学金(返還義務有)と給付される奨学金(返還義務なし)の2種類があります。新規に奨学金をご希望の方は入学後、各種奨学金の募集案内が届き次第各クラスに掲示いたします。希望される方は担任または奨学金担当まで申し出て下さい。

なお各市区町村公報で募集する奨学金については、直接申し込んでいただきますようお願いいたします。

大阪府育英会等の予約奨学生に採用が決定している生徒で、本日進学届を持参している生徒は本日の合格者説明会終了後、書道教室（本館2階）にて書類の受付を行いますので提出してください。

本日、書類を持ってきていない生徒は3月27日（月）の書類提出日に提出してください。

1 3 互いに違いを認めあい、共に生きる社会を築いていくために

生徒と保護者の皆さんへ

大阪府教育委員会

互いに違いを認めあい、共に生きる社会を築いていくために

希望を胸に、新たなスタートをきられようとしている生徒と保護者の皆さん、合格おめでとうございます。

すべての人々の尊厳が守られ、基本的人権が尊重されることは、民主的な社会の基礎をなすものであり、こうした21世紀の社会の実現のためには、豊かな国際感覚と人権感覚を身につけることが求められています。このため、大阪府教育委員会では、国際理解教育や人権教育を推進しています。

現在、大阪府内の学校には、日本と韓国・朝鮮との歴史的経緯によって日本で生まれ育った韓国・朝鮮人の生徒や、中国、ブラジル、ベトナム、フィリピンなど様々な国にルーツをもつ生徒がたくさん学んでいます。

日本に固有の文化があるように、それぞれの国や民族には、それぞれの異なる文化や習慣、言葉、名前などがあります。そのような中で、これからの社会を担う皆さん一人ひとりが、互いの違いを認めあい、共に生きようとする態度を身につけていくことが大切です。それはまた、一人ひとりを大切にし、自分らしさを発揮することにもつながることです。

こうした考えから大阪府教育委員会では、各学校において、日本に住む外国人生徒が本名を使用することのできる環境づくりを積極的に進めています。

そのため、次のような点を大切にしています。

- 本名を使用することは、自分らしさを大切にし、自らに誇りをもって生きること。
- 一人ひとりが、互いに違いを認めあい、共に生きる態度を身につけること。

本名の使用については、進学を機に、一人ひとりを大切にし、自分らしさを発揮することなど、前向きに考えていただきたいと思います。

皆さんにとって、今後の学校生活が有意義なものとなりますことを心から期待いたします。

1 4 学校農業クラブ運営費の徴収について

学校農業クラブとは

1948年（昭和23年）に、戦後の新制高等学校の学習活動の中で、農業高校生の自主的・自発的な組織として全国の農業高校で学校農業クラブが誕生しました。

その後、都道府県ごとに連盟が作られ、1950年（昭和25年）全国組織として日本学校農業クラブ連盟（FFJ）が結成されました。

学校農業クラブは、将来、農業や農業に関連した職業を担う者として、社会に貢献し、活躍できるための力を育てることを目標としており、「科学性」「社会性」「指導性」の3つの育成を目標に、農業を学びながら様々な活動を行なっています。本校に入学する皆さんもクラブ員の一員として高校生活を送ることになります。

毎年秋に実施される農業クラブ全国大会は、農業高校生の甲子園と呼ばれ、農業に関する研究発表、各種の競技会、意見交換など学習成果の発表の場となっています。皆さんも校内予選会、大阪府大会、近畿大会そして全国大会を目指し、日常の学習に励むことになります。

保護者の皆様におかれましても、本クラブの趣旨をご理解いただき、ご支援ご協力を賜りますよう、心からお願いいたします。

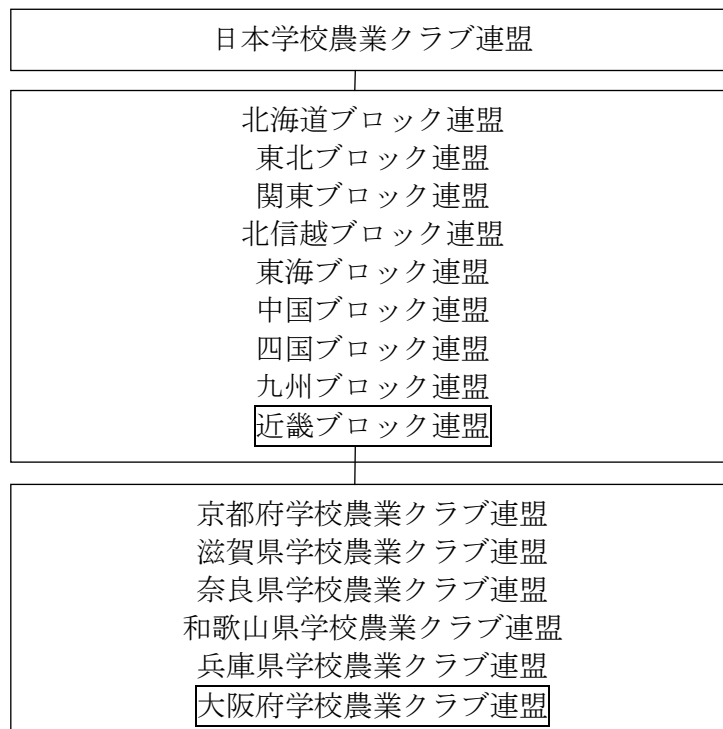
なお、日本学校農業クラブ連盟、近畿ブロック連盟、大阪府学校農業クラブ連盟への会費、および本校農業クラブの運営費を徴収させていただきますことをご了承願います。

記

日本学校農業クラブ連盟、近畿ブロック連盟、大阪府学校農業クラブ連盟への会費および本校農業クラブの運営費 合計2,420円

大阪府立園芸高等学校長 北之防 勉

（参考）学校農業クラブの組織図



15 大阪府立園芸高等学校学則(28年度版)

第一章 総 則

(学則の目的)

第一条 この学則は、大阪府立高等学校等の管理運営に関する規則(昭和32年大阪府教育委員会規則第四号)第三十七条の規定に基づき大阪府立園芸高等学校(以下「本校」という。)について必要な事項を定めることを目的とする。

第二章 課程、学科、収容定員及び職員の組織

(課程、学科及び収容定員)

第二条 本校の課程、学科及び収容定員は、次のとおりとする。

全日制の課程	フラワーファクトリ	科	240人
	環境緑化	科	120人
	バイオサイエンス	科	240人
	自立支援コース		9人

(職員の組織)

第三条 本校の職員は、校長、教頭、首席、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、事務長、主査、副主査、主事、技師、その他必要な職員をもって組織する。

第三章 修業年限、学年、学期及び休業日

(修業年限)

第四条 修業年限は、三年とする。

(学 年)

第五条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第六条 学期は、次のとおりとする。ただし、校長が大阪府教育委員会(以下「委員会」という。)の承認を得て定めるときはその学期とする。

第一学期	4月1日から8月31日まで
第二学期	9月1日から12月31日まで
第三学期	翌年1月1日から3月31日まで

(休業日)

第七条 休業日は、次のとおりとする。

- 一 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - 二 日曜日及び土曜日
 - 三 夏季休業日 7月21日から8月31日まで
 - 四 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで
 - 五 春季休業日 3月16日から4月7日まで
- 2 校長は、教育上必要と認めるときは、委員会の承認を得て別に休業日を定め、又は休業日を変更することができる。
- 3 校長は、教育上必要と認めるときは、委員会の承認を得て休業日に授業を行うことがある。

第四章 教育課程及び授業日時数

(教育課程及び授業日時数)

第八条 教育課程及び授業日時数は、別表のとおりとする。

2 生徒は、前項に規定する所定の教育課程を履修しなければならない。

第五章 学習の評価並びに課程の修了及び卒業の認定

(学習の評価並びに課程の修了及び卒業の認定)

第九条 学習の評価についての必要な事項は、校長が別に定める。

- 2 各学年の課程の修了及び卒業の認定についての必要な事項は、校長が別に定める。
- 3 校長は、前項の規定により卒業を認めた生徒には、様式第一号による卒業証書を授与する。
- 4 校長は、必要と認めた者には、様式第二号による卒業証明書、様式第三号による単位修得証明書、様式第四号による成績証明書及び様式第五号による在学証明書を交付する。

(原級留置)

第十条 校長は、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができない生徒を原級に留め置くことがある。

第六章 入学、転学、留学、海外からの留学生の受入れ、退学、休学、出席停止等

(入学資格)

第十一条 本校に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者
- 二 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 三 外国において、学校教育における九年の課程を修了した者
- 四 文部科学大臣の指定した者
- 五 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- 六 その他校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

（第一学年の入学）

第十二条 第一学年に入学を願い出た者に対しては、校長は、委員会の定めるところにより、入学を許可する。

（編入学、転入学及び転籍）

第十三条 校長は、次の各号の一に該当する者に対して、委員会の定めるところにより選考の上、入学又は転籍を許可する。

- 一 高等学校等に在学した者、又は、外国において我が国の中学校に相当する学校教育の課程を修了し、高等学校に相当する課程に在学するには至っていない者のうち、相当年齢に達し、当該年度の入学者選抜に出願できなかった者で、本校の相当学年に入学（以下この条において「編入学」という。）を願い出た者
- 二 他の高等学校に在学する者で本校の相当学年に入学（以下この条において「転入学」という。）を願い出た者

2 前項の規定により、編入学又は転入学をしようとする者は様式第六号、転籍をしようとする者は様式第七号による願書を校長に提出しなければならない。

（誓約書及び確認書等）

第十四条 入学を許可された者は、入学の日から15日以内に、様式第八号による誓約書及び様式第九号による確認書を校長に提出しなければならない。

2 入学志願時以降、本人、保護者又は本人及び保護者の現住所に変更があった者は、入学時に、変更後の住民票の写し等を校長に提出しなければならない。

（保護者等の異動の届け出）

第十五条 保護者等はその住所その他に異動のあったときは、速やかにその旨を校長に届け出なければならない。

（転学）

第十六条 他の高等学校に転学をしようとする生徒は、様式第十号による願書を提出し、校長の許可を受けなければならない。

（留学）

第十六条の二 外国の高等学校に留学しようとする生徒は、様式第十号の二による願書を提出し、校長の許可を受けなければならない。

（海外からの留学生の受入れ）

第十六条の三 海外から本校に留学をしようとする者は、様式第十号の三による願書を提出し、校長の許可を受けなければならない。

（退学）

第十七条 退学をしようとする生徒は、様式第十号による願書を提出し、校長の許可を受けなければならない。

（編入学及び退学）

第十七条の二 編入学及び退学をしようとする生徒は、様式第十号の四による願書を提出し、校長の許可を受けなければならない。

（休学）

第十八条 病気等の理由により、休学をしようとする生徒は、様式第十一号による願書に医師の診断書等これを証する書類を添えて校長に提出しなければならない。

2 前項の規定により休学を願い出たときは、校長は、委員会の定めるところにより、休学を許可する。

3 休学の期間は、引き続き二年を超えることができない。

4 校長は、前項に規定する休学の期間を経過してもなお復学できないときは、原則として退学させるものとする。

（復学）

第十九条 休学中の生徒が、理由の消滅により復学をしようとするときは、様式第十二号による願書に医師の診断書等これを証する書類を添えて校長に提出しなければならない。

2 前項の規定により復学を願い出たときは、校長は、委員会の定めるところにより、相当学年に復学を許可する。

（感染症予防措置）

第二十条 校長は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことがある。

2 校長は、生徒が感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれがあるときは、当該生徒に理由及び期間を明示の上、出席を停止させることがある。

第七章 入学料及び授業料

（入学料及び授業料）

第二十一条 入学料及び授業料の額は、大阪府立高等学校等条例（平成二十四年大阪府条例第八十九号。以下「条例」という。）の定めるところによる。

（納付方法等）

第二十二条 前条の入学料及び授業料は、委員会が別に定める期日までに納付するものとする。

2 既納の入学料及び授業料は、還付しない。ただし、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することがある。

(免 除)

第二十三条 第二十一条に定める入学料及び授業料は、委員会の定めるところにより、免除することがある。

(入学許可の取消し)

第二十四条 校長は、入学を許可された者が、第二十二条第一項により別に定めた期日までに入学料を納付しないときは、入学許可を取り消すことができる。

第八章 賞 罰

(褒 賞)

第二十五条 褒賞については、校長が別に定める。

(懲 戒)

第二十六条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を加えることがある。

2 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長がこれを行う。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- 三 正当の理由がなくて出席常でない者
- 四 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

附 則

(施行期日等)

この学則は、平成23年6月14日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

1 6 大阪府立園芸高等学校 PTA 規約

第1条(名称)

本会は大阪府立園芸高等学校 PTA と称し、事務所を本校内に置く。

第2条(目的)

本会は会員相互に協力し学校と家庭及び地域社会との連絡を密にして、生徒の福祉を増進するとともに本校教育の進展に寄与することを目的とする。

第3条(方針)

本会は前条の目的達成をめざして社会教育団体として活動し、特定の政党、宗教に偏する行為を行わず、他のいかなる団体からも支配干渉を受けない。また、学校の運営や教職員の人事に干渉しない。

第4条(会員)

本会の会員は本校に在籍する生徒の保護者並びに教職員とする。

第5条(会計)

1. 本会の経費は会費並びに寄附金でまかなう。
2. 会費は生徒並びに教職員1名につき年額4,000円を限度に徴収することとし、その額の決定・変更については総会で決定する。ただし、実行委員会が認めた場合減免することができる。
3. 本会の経理は総会において承認された予算にもとづいて行われ、決算は会計監査を経て総会に報告し、承認を受けなければならない。

第6条(役員)

1. 本会に次の役員を置く。
会長1名副会長2名書記3名(内2名は教職員)会計2名(内1名は教職員)
2. 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

第7条(役員の仕事)

1. 会長は本会を代表し総会及び実行委員会を召集し、その議長となり、各委員会の委員並びに会計監査を委嘱する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
3. 書記は議事を記録し、庶務を行う。
4. 会計は本会の会計を処理し、総会において予算、決算の説明、報告を行う。

第8条(会計監査)

本会に2名の会計監査を置く。会計監査は本会の会計を監査し、総会において監査報告を行う。

第9条(総会)

1. 定例総会は毎年年度始めに開き、次の事項を審議する。
 - (イ) 事業並びに決算報告
 - (ロ) 役員選出
 - (ハ) 運営方針並びに収支予算
 - (ニ) その他必要と認められる事項
2. 臨時総会は会員の1/3の要求のあった場合及び実行委員会が必要と認めた場合に開く。
3. 総会の定足数は会員の1/3とする。但し、委任状をもって出席に代えることができる。
4. 総会の議決は出席者の過半数による。

第10条(実行委員会)

1. 会務の運営のため実行委員会を設ける。
2. 実行委員会は次の会務を管掌する。
 - (イ) 企画運営 (ロ) 総会の議決の整理、検討 (ハ) 議決事項の執行
 - (ニ) 緊急を要する事項。但し、次回総会にて報告する。
3. 実行委員会は役員、学級委員、会計監査をもって構成する。

第11条(学級委員、学年委員会)

1. 各学級に2名の学級委員をおく。学級委員は担任教員の推薦により会長が委嘱する。学級委員は担任と保護者との連絡につとめ、学級の問題について担任と協力し、教育の向上を計る。
2. 各学年に正副学年委員長をおく。学年委員長は各学年の学級委員より互選し、会長が委嘱する。学年委員長は各学年固有の問題について学年委員会を開催し、教育の向上を計る。

第12条(役員選出)

1. 役員候補者を定めるため指名委員を設ける。
2. 指名委員は実行委員会において若干名選出する。
3. 会員はだれでも役員に立候補することができる。但し、立候補は少なくとも3月15日以前に書面をもって指名委員会に届け出なければならない。
4. 役員の選出は総会において次の通り行う。
 - (イ) 対立候補者のない場合は、指名委員会によって指名された候補者について承認を求める。
 - (ロ) 対立候補者のある場合は総会に出席した会員の無記名投票により選出する。

第13条(会計年度)

本会の事業年度及び会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第14条(規約改正)

この規約は総会出席者の1/3以上の賛成があれば改正することができる。

附則

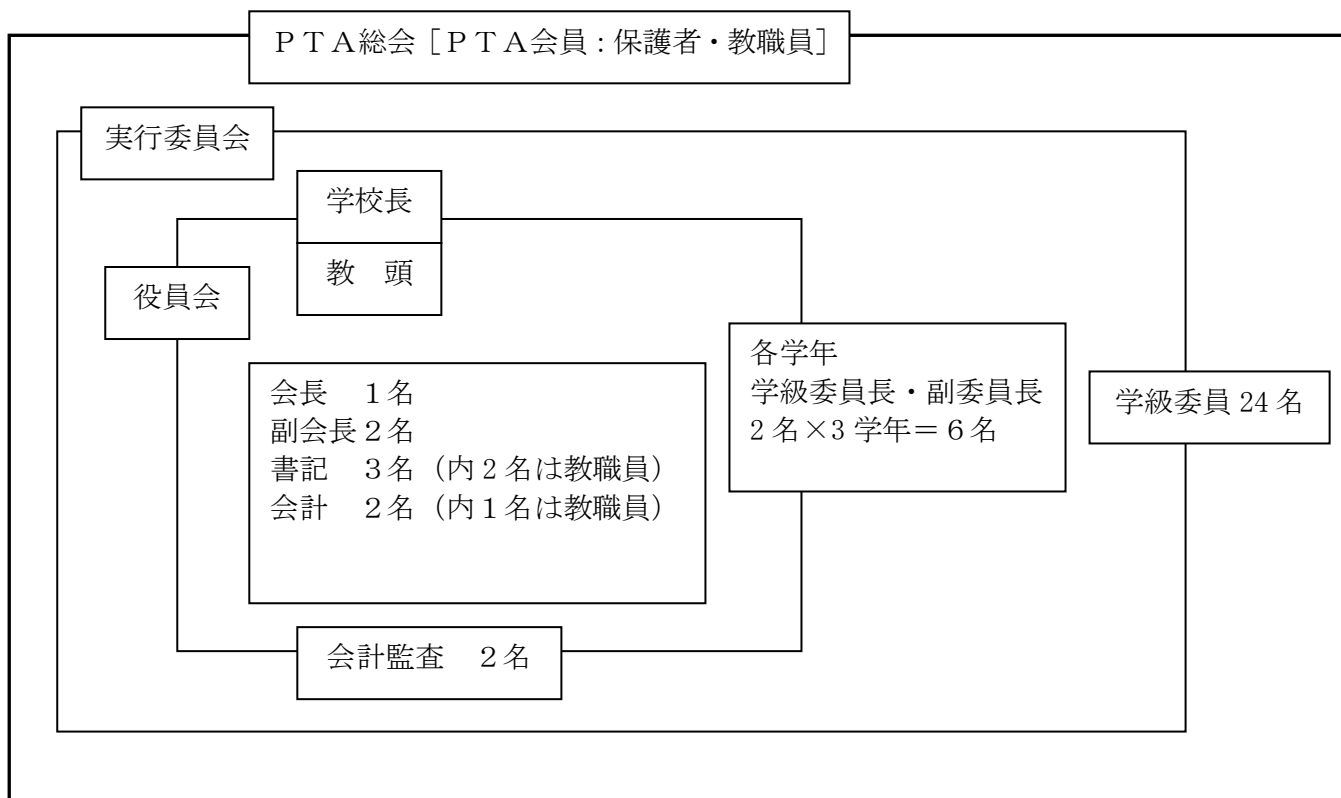
- (1) 指名委員の構成は会長、各学年2名(実行委員会で決定)教職員2名(教頭、書記)とする。
- (2) この規約は、平成5年4月1日から実施する。
- (3) 学級委員は原則2名とし、選出が困難な場合は当該学年で10名の学級委員でよい。
- (4) 第11条附則改訂は平成25年4月1日から実施する。

大阪府立園芸高等学校 PTA 慶弔内規

事 由	金 額	供花 PTA名
生徒・保護者の場合		
(1) 生徒又は保護者(父母又は親権者)が死亡した場合	10,000 円	1 基
(2) 生徒の住居が相当な損害(半焼半壊・床上浸水以上)を受けた場合	10,000 円	
教職員の場合		

(1)教職員又は配偶者、子若しくは実養父母が死亡した場合	10,000 円	1 基
(2)教職員の住居が相当な損害(半焼半壊・床上浸水以上)を受けた場合	10,000 円	

園芸高校 P T A 組織図



学級委員 (実行委員) が属する係 (各係の中でリーダー1名)

- 1 文化係
各種 P T A 行事における準備・受付等
 - ・ブドウ狩
 - ・社会見学会
 - ・園芸講習会
- 2 広報係
PTA 新聞の編集、発行。
- 3 記念祭係
創立記念祭の企画と実施

1 7 大阪府立園芸高等学校教育後援会のお知らせとご協力のお願い

大阪府立園芸高等学校教育後援会
会長 宮原 岩 美

高齢化の進展に伴う農業従事者の減少や耕作放棄地の拡大など、日本の農業をめぐる状況は、厳しさが増えています。一方海外に目を転じれば、米国の TPP 離脱表明及びそれに代わる二国間協定締結の動きにより、世界の農産物貿易交渉は、一層困難なものとなる恐れが生じてきました。

このように日本の農業を取り巻く環境が激変しつつある現在、農業高校の果たす役割もそれに対応したものとする必要があります。

昨年秋、日本学校農業クラブ全国大会大阪大会が開催され、全国約 9 万人の農業高校生の代表、約 3 千人が大阪へ集結し、農業クラブ活動の日頃の成果を披露していただきました。本校においても農業鑑定競技や平板測量競技の実施、クラブ員代表者会議などの運営に中心となって取り組み、無事成功裏に終えることができ、生徒全員の自信につながったことと思います。今後はこの成果を基礎として、さらなる飛躍を目指さなければなりません。

本校では、これまでも各種コンクールやイベントへの参加等、意欲に溢れた生徒による課外活動を盛んに行ってきました。これらの学外事業は主催者が経費を負担するものが比較的多いのですが、それでも参加者が負担しなければならない経費も相当額見込まれます。さらに昨年も輝かしい成果をあげた技能五輪等、当校から積極的に取り組んでいく活動においては、生徒の参加費やそれを支援する教職員、関係者の経費の増加は避けられません。

一方、景気が回復しつつあるとはいっても、経済的格差が拡大する社会状況にあります。全国大会に出場する生徒が旅費や宿泊費を捻出するため、アルバイトをしなければならない事態も考えられます。

「経済的にどのような状況にあっても努力し、生徒がチャレンジする機会を得た場合は、できる限り応援をしたい。」当教育後援会はそのような活動を行う組織として位置づけ設立されました。

基本的には在生徒の保護者の皆様を対象とした組織ですが、卒業生やその保護者、さらには個人や企業の皆様にも賛助会員となっていただき、園芸高校生のチャレンジ精神を応援したいと考えています。ぜひ、当教育後援会の趣旨をご理解いただき、一人でも多くの方のご賛同、ご協力をお願いいたします。

教育後援会の趣旨にご賛同いただける場合は、下記の要領で基金の振込をお願いいたします。

基金 1 口 2 0 0 0 円
(寄付金については、口数や金額の設定はありません)

振込先 別紙振込依頼書をご利用ください。

大阪府立園芸高等学校教育後援会会則

- 第 1 条 この会は大阪府立園芸高等学校教育後援会（以下本会と呼ぶ）と称する。
- 第 2 条 本会の事務局を大阪府立園芸高等学校（以下本校と呼ぶ）内に置く。
- 第 3 条 本会は、本校の教育の振興、発展に寄与する事業を行うことを目的とする。
- 第 4 条 本会は、会員と賛助会員によって組織する。
- 1 会員は本校在籍生徒の保護者、本校の卒業生とその保護者、及び、本校在職経験者で、本会の趣旨に賛同する者とする。
 - 2 賛助会員は、1 の他で、本会の趣旨に賛同する者とする。
- 第 5 条 本会の会費は、次に示すものを以てこれに充てる。
- 1 基金 1口（2,000円）
 - 2 寄付金
- 基金は、会員と在校生の保護者に、毎年納入を依頼することで維持する。
- 第 6 条 本会には次の役員を置く。
- 会長1名 副会長3名 理事及び常務理事若干名 会計監査2名とする。
- 第 7 条 役員を選出は次のとおりとする。
- 1 会長、及び、副会長は、役員会が指名する。
 - 2 理事、及び、会計監査は、会長が会員より選出する。
 - 3 役員任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 第 8 条 役員は次のとおりとする。
- 1 会長は会務を統括し、本会を代表する。
 - 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある場合はその職務を代理する。
 - 3 理事は本会の運営に参画する。常務理事は会務を処理し、会計を掌る。
 - 4 会計監査は会計業務執行状況を監査する。
- 第 9 条 役員会は次のとおりとする。
- 1 役員会は会長が招集し、会の運営、その他の議案を審議する。
 - 2 役員会は通常毎年1回開催し、出席者の過半数の賛成により、役員改選、予算、決算及びその他の議事の承認を行う。
- 第 10 条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。
- 第 11 条 本会会則の改正は、役員会の承認による。
- 第 12 条 本会会計からの支出は、校長の要請により会長の承認を得て行う。

附 則

- 1 第1回総会は、設立発起人会をもって充てる。
- 2 この会則は、平成22年7月24日から施行する。
- 3 この会則は、平成23年6月4日から適用する。

